

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 27 年度第 4 四半期）**  
**デリバティブ関係（金利・商品系）**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	27 年度(あ)第 50 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した金利スワップ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、B銀行で借入金に係る将来の金利変動リスクについて相談したところ、本件契約を勧誘され、締結するに至ったが、当社は金利スワップ取引のような複雑な仕組みの商品は希望していなかった。</li> <li>・当社は、本件契約締結以前に、金利スワップ取引等のデリバティブ取引の経験はなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の借入状況や金利変動リスクに係るヘッジニーズを確認した上で、本件契約を提案し、締結に至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理 あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 28 年1月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、金利スワップ取引のニーズの有無やB銀行の説明方法等についての当事者双方の主張に隔たりが大きいことから、双方に対して和解に向けた説得を行ったものの、納得が得られず、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。